

お知らせ《 Information 》

家きんを飼養しているみなさまへ

鶏、うずら、きじ、七面鳥、あひるなどの家きんを飼養している方へのお知らせです。

これまでの日本における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を調査すると、渡り鳥などの野鳥によって日本へウイルスが持ち込まれた可能性が高いと言われています。これから北方の渡り鳥がやってくる季節となりますが、特に今後は高病原性鳥インフルエンザの防疫対策が重要となります。

少羽数の家きん飼養者でも高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生した場合、大規模農場の家きんへ伝染する可能性があります。家きんを飼養している方は、以下のことに注意して高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病が発生しないようお願いします。

- ①家きん舎専用の衣服や靴を使用する。
- ②家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養しない。
- ③飼養場所やその周辺及び器具の清掃や消毒を定期的実施する。
- ④野鳥などが侵入しないように防鳥ネット（網目の大きさが2 cm 以下のもの）を設置し、破損があった場合には速やかに補修する。



なお、家きんを飼養している方でむつ家畜保健衛生所で発行している家畜衛生情報が送付されていない方は、むつ家畜保健衛生所もしくは市町村の担当課までお知らせください。また、飼養している家きんが、原因不明で短期間に複数死亡した場合には、すぐにむつ家畜保健衛生所まで通報してください。

<お問い合わせ先> 下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所 ☎22-1254

むつ警察署からのお知らせ

〇年末年始特別警戒取締り期間

12月1日～1月3日までは「年末年始特別警戒取締り期間」です。年末年始は何かと忙しく、ちょっとした油断から犯罪に巻き込まれる可能性があります。外出時には家庭や車両は確実に施錠し、盗難被害を未然に防ぎましょう。また、未公開株や外国通貨等の売買を騙った「もうけ話詐欺」が全国的に発生しています。不審な勧誘には応じずに警察に相談してください。学校は冬休みを迎えますが、休みの開放感から万引き等の非行に走る少年が少なくありません。地域の子どもは地域で見守り、少年非行防止・健全育成に努めましょう。

〇12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。我が国の緊急の国民的課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

<お問い合わせ先> むつ警察署 ☎22-1321

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

平成25年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成25年10月31日現在

	10月中	年間累計	死者の状況	
			年齢別	夜間
発生	416件 (-48)	4,071件 (-161)	高齢者の死者 (65歳以上の人)	24人 (+3)
死者	8人 (+4)	35人 (-11)	夜間の死者	14人 (-10)
			歩行者の死者	10人 (-10)
傷者	504人 (-49)	5,025人 (-192)	飲酒運転による死者	4人 (+2)
			自動車乗車中の死者	17人 (+2)
			非着用死者	5人 (+1)

※()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。毎月1日は「県民交通安全の日」、15日は「高齢者交通安全の日」

冬の交通安全県民運動

毎年この時期は、夕暮れ時・夜間における高齢者の事故や、飲酒運転による重大事故の発生が懸念されるほか、積雪・凍結路面でのスリップ事故が多発する傾向にあります。交通ルールの遵守と交通マナーの実践について再確認し、県民総ぐるみで交通事故の防止に努めましょう。

運動の期間

平成25年12月11日(水)から12月20日(金)までの10日間

運動の重点

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 冬道の安全運転の推進
- 4 踏切事故の防止



県民総ぐるみで交通事故を防止しましょう